

## 「新しい公共」の確立に向けたパートナーシップの検証と動向（1） 独立行政法人制度

鳩山総理は、1月29日、通常国会の施政方針演説の中で「新しい公共」の確立を目指す姿勢を明らかにした。その具体像を夏にもまとめる予定である。新しい公共とは、「NPO・ボランティア等パートナーシップによる開かれた公共空間で支えられる地域社会を形成すること」を意味している。21世紀の地域に不可欠な持続的発展の問題は、経済社会の様々な要素の相互関連性の高まりと密接な関係を持つ。経済、財政、社会、環境等あらゆる問題が相互関連性を強め、ひとつの視点からだけで整理し解決することが極めて困難となっている。そのことは、政策による問題解決に対して、より広い視野・長期的視野・不確実性の意識・多数の利害関係を把握することのできる能力と体系化する視点が必要となっており、行政を中心とする縦割り等の「閉ざされた公共性」ではなく、地域に「開かれた公共性」によって支えられる「公共空間」の形成を不可欠としている。開かれた公共性に支えられた領域は、①国や地方自治体が直営し直接サービスを提供する領域、②国や地方自治体が供給や質について一定の責任を負いながら民間企業やNPO等にサービス提供を委ねる領域、③国や地方自治体は供給には一定の責任を負うものの、その質・提供方法や事業経営についてはより積極的に民間に委ねる民間化の領域、④国や地方自治体は基本的に関与せず、供給するか否かも民間の判断に委ねる領域(公的サービスとしては廃止)に分けてまず整理し、具体的なモデル設計を行う必要がある。本ニュースでは、政府の新しい公共の議論内容を紹介しながら、これまでのパートナーシップ、民間化に関する検証を行い、今後、地方自治体でパートナーシップ事業等を展開するに当たっての実践的留意点などを、指定管理者、PFI等の類型ごとに具体的に整理していく。

この点は、4月下旬に鳩山内閣が実施する独立行政法人の事業仕分けなどの取り組みにも密接に関係する。それは、個別事業の必要性議論と共にそれを担う組織モデルの枠組みのあり方を議論することになるからである。鳩山内閣は、独立行政法人の個別事業の是非を仕分けるだけでなく、独立行政法人通則法の見直しを視野に入れている。すなわち、独立行政法人の行政、財政面での位置づけ見直しを意図しており、そのことは地方独立行政法人や実質的に同様の枠組みを共有している国立大学法人のあり方にも影響を与える。枠組み論の争点の第1は、独立行政法人を行政体系の内側に位置づけ続けるか、それとも民営化等も視野に入れて行政体系の外側に移行されることを視野に入れるかである。現在の独立行政法人は国や地方自治体の本体とは異なるものの広義の行政組織の領域に位置しており民間組織とは明確に線引きされている。このため、鳩山内閣の国家公務員削減数の対象に独立行政法人職員が含まれており、鳩山内閣が掲げる公務員制度改革を達成するには独立行政法人の廃止ないしは行政組織の領域からの離脱、すなわち民営化が重要な選択肢となる。こうした行政と民間間における独立行政法人の位置づけの再編は、国立病院・国立大学等の再編にも結びつく大きな課題となる。

第2は、利益剰余金等の処理の見直しである。独立行政法人の場合、利益剰余金は原則として中期計画終了時に国庫納付かそれとも引き続き法人内に留保させるかを評価委員会等の意見を踏まえながら決定する仕組みとなっている。これを単年度終了時にも国庫納付を可能な恒常的制度とし、財政運営に資する仕組みとすることが挙げられる。